明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産五三）　一

〔告　示〕
○原戸籍の一部が滅失した件（法務三三六）　一
○日本国に帰化を許可する件（同三三七）　一
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務三四六）　二
○石川県の一部の地域における関税に関する申請期限等を延長する件（財務二六九）　二
○労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の規定により登録較正機関の事務所の所在地を変更した件（厚生労働三二一）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（同三二二）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件（同三二三）　三
○保安林の指定をする件（農林水産一九三六～一九五〇）　五
○保安林の指定を解除する件（同一九五一）　三
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二五〇～二五六）　三

〔人事異動〕
内閣　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕　七
労働　七
最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示三、大阪同四～六、兵庫同六、福岡同三・四）　七

〔公　告〕
諸事項　八
官庁　八
特定保険募集人の所在の確知等、資金移動業者に対する業務停止処分関係　八
裁判所　八
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
特殊法人等　八
企業年金基金解散・清算人就任関係　八
会社その他　三〇

省令

○農林水産省令第五十三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第三十五条の規定に基づき、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月三十日　農林水産大臣　小里　泰弘

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成七年農林水産省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（米穀の輸入数量の届出）	（米穀の輸入数量の届出）
第二十二条　（略）	**第二十二条**　（略）
2　前項の届出をしようとする者（当該届出に係る米穀を個人用として輸入しようとする者に限る。）は、その者の身分証明書、運転免許証、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第二項（同法第二十二条において準用する場合を含む。）に規定する書面その他のその者の住所（本邦に住所を有しない者にあっては、国籍及び旅券番号）及び氏名を確かめるに足りる資料を提示し、又はその資料の写しを添付しなければならない。	2　前項の届出をしようとする者（当該届出に係る米穀を個人用として輸入しようとする者に限る。）は、その者の身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等その者の住所（本邦に住所を有しない者にあっては、国籍及び旅券番号）及び氏名を確かめるに足りる資料を提示し、又はその資料の写しを添付しなければならない。

附　則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月二日）から施行する。